三　振替法の適用等　社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。

四　発行方法　募集取扱機関による募集の取扱いによる発行

五　発行額　額面金額で百二十二億八千八百三十五万円

六　払込金額　百二十三億八百一万千三百六十円

七　最低額面金額　五万円

八　振替単位　振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。

九　発行日　平成二十二年五月十二日

十　発行価格　額面金額百円につき百円十六銭

十一　利率　年〇・五パーセント

十二　経過利子の払込み　㈠　各募集取扱機関は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を第十八号に規定する期日に払い込むものとする。

額面金額の総額×$\frac{0.5}{100}$×$\frac{53}{365}$

㈡　発行時において、その利子に係る所得税が源泉徴収されるものとして振替口座簿中の口座に記載又は記録されるものについては、前記㈠の算式により算出した金額から当該金額に百分の二十を乗じた金額（ただし、当該国債を発行時において取得する者が非居住者又は外国法人である場合には、前記㈠の算式により算出した金額に当該非居住者又は外国法人が適用を受ける所得税の税率を乗じた金額）を控除することができる。

十三　初期利子　平成二十二年九月二十日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第十五号において規定する期日について同じ。）。

額面金額×$\frac{0.5}{100}$×$\frac{1}{2}$

十四　第二期以後の利子　毎年三月二十日及び九月二十日を支払期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する利子を支払う。

十五　償還期限　平成二十七年三月二十日

十六　償還金額　額面金額百円につき百円

十七　元利金支払場所　日本銀行

十八　払込期日　平成二十二年五月十二日

○財務省告示第二百号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第六条第十一項の規定に基づき、平成二十二年五月十二日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十二年六月八日

財務大臣　菅　**直人**

一　名称及び記号　利付国庫債券（十年）（第三百六回）

二　発行の根拠法律及びその条項　特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条第一項

三　振替法の適用等　社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。

四　発行方法　募集取扱機関による募集の取扱いによる発行

五　発行額　額面金額で百八十四億四千百二十万円

六　払込金額　百八十五億千八百六十五万三千四十円

七　最低額面金額　五万円

八　振替単位　振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。

九　発行日　平成二十二年五月十二日

十　発行価格　額面金額百円につき百円四十二銭

十一　利率　年一・四パーセント

十二　経過利子の払込み　㈠　各募集取扱機関は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を第十八号に規定する期日に払い込むものとする。

額面金額の総額×$\frac{1.4}{100}$×$\frac{53}{365}$

㈡　発行時において、その利子に係る所得税が源泉徴収されるものとして振替口座簿中の口座に記載又は記録されるものについては、前記㈠の算式により算出した金額から当該金額に百分の二十を乗じた金額（ただし、当該国債を発行時において取得する者が非居住者又は外国法人である場合には、前記㈠の算式により算出した金額に当該非居住者又は外国法人が適用を受ける所得税の税率を乗じた金額）を控除することができる。

十三　初期利子　平成二十二年九月二十日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第十五号において規定する期日について同じ。）。

額面金額×$\frac{1.4}{100}$×$\frac{1}{2}$

十四　第二期以後の利子　毎年三月二十日及び九月二十日を支払期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する利子を支払う。

十五　償還期限　平成三十二年三月二十日

十六　償還金額　額面金額百円につき百円

十七　元利金支払場所　日本銀行

十八　払込期日　平成二十二年五月十二日

公　告

諸事項

公示催告

次の申立人から別紙目録表示の有価証券について公示催告の申立てがあったので、その所持人は、下記権利を争う旨の申述の終期までに当裁判所に権利を争う旨の申述をすると同時に有価証券を提出してください。もし下記権利を争う旨の申述の終期までに申述及び提出がない場合には、その無効を宣言することがあります。

平成２２年（ヘ）第１号

大阪市中央区難波３丁目７番12号ＧＰ・ＧＡＴＥビル７階

申立人　破産者株式会社メリット破産管財人弁護士　川瀬まやな

権利を争う旨の申述の終期　平成22年９月21日

平成22年５月21日　富田林簡易裁判所

（別紙）　目　録

約束手形　25通

(1)手形番号　ＢＰ258281

金額　2,660,000円

支払期日　平成19年11月10日

支払地　大阪府富田林市

支払場所　株式会社三井住友銀行富田林支店

振出日　白地

振出地　大阪府堺市美原区

振出人　富士設備工業株式会社　代表取締役　馬田　則和

受取人　白地

第一裏書人　株式会社アイファクトリー　代表取締役　川元　裕喜

第一被裏書人　白地

第二裏書人　株式会社メリット　代表取締役　芝辻　六治

第二被裏書人　白地

第三裏書人　株式会社大阪アセットファイナンス難波支店　支店長　中井　厚志

第三被裏書人　白地

最終所持人　申立人